資 料 9

公営企業経営室関係資料

<水道事業>

〇 水道事業における経営改革等

• • • 1

くガス事業>

〇 ガスシステム改革関係資料 …3

水道事業における経営改革等

水道事業における経営改革の推進

- 水道事業をめぐる経営環境の変化
- 人口減少等による料金収入減、保有する資産老朽化による大量更新期の到来など。
- ⇒ 経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、経営改革の取組が不可欠。
- このため、水道事業を含めて、公営企業の「抜本的な改革の検討」と「経営戦略の策定」の取組を推進。 0
 - これらに的確に取り組むため、「経営比較分析表」の公表・活用を推進(公営企業の「見える化」)。 0

1 抜本的な改革の検討

- 〇 各地方団体が、事業そのものの意義、提供しているサービスの必要性について検証しつつ、<u>経営健全化等に不断に取り組むことを要請</u>。
- (ア) 広域化

一広域化について、経営基盤の強化、経営効率化、住民サービス水準の向上を図る観点から、事業の広域化や統合等の推進に取り組むことを要請。

(イ) 民間活用(PPP/PFI)

PPP/PFIについて、地方団体による適切な管理監督の下、適正な業務運営の確保・サービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に導入を検討することを要請。

(ウ)ICTの活用

ICTの活用による業務改善等を進めることにより、効率的で生産性の高い経営の実現とサービス向上に積極的に取り組むことを要請。

- 公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握(平成29年4月1日時点で人口3万人以上の地方公共団体の簡易水道事業の92.6%が適用中又は取組中)。 0
 - 経営の健全性・効率性等を示す経営指標による「経営比較分析表」を作成・公表(水道事業は28年2月から公表)。 0
- 各企業は、指標の経年比較・自治体間比較により、抜本的な改革の検討や経営戦略の策定に当たって「経営比較分析表」を活用。

2 経営戦略の策定

- 〇 各企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための<u>中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」について、平成32年度までの策定を要請(※)(28年1月)。</u>
- (※)経営戦略の策定に当たっては、広域化、PPP/PFI、ICTの活用等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載するよう要請。
- 水道事業については、平成29年3月31日時点で、662事業(全体の33.1%)が経営戦略を策定済み。
- 〇 策定の取組が遅れている団体に対する<u>Lアリングを実施し、策定ガイドライン(29年3月改訂)・アドバイザー派遣事業・人村ネット事業の活</u>用を促進。

3 |経営比較分析表の作成・活用による「見える化」 |-----

4 都道府県主導による水道事業の広域化の推進

- 広域化を推進していくためには、市町村を包括する広域団体である都道府県が、広域的な視点から積極的な役割を果たすことが極めて重要。 0
 - 〇 そのため、水道事業における都道府県単位の広域化検討体制の構築について、各都道府県へ要請(28年2月)。
 - ⇒ 46道府県(※)において広域化検討体制設置(29年3月) (※)既に広域化を行った東京都を除く
- 道府県ごとの検討体制における先進的な取組について各都道府県へ情報提供するなど、広域化に係る検討状況をフォローアップし、他団体の取組 の周知等により更なる検討を促すことにより、広域化に向けた取組を支援。 0

く道府県の具体的な取組例>

兵庫県の取組

- 有識者・市町長等が参画する「<u>水道事業のあり方懇話会」</u>を設置し、スケールメリットの創出につながる広域連携が有効な選択肢の一つ であるとの提言を取りまとめ(29年3月)。
- この提言を踏まえ、**県内を9ブロックに区分し、ブロック単位で広域連携について検討開始**
- 各ブロックの検討に当たって、総務省「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用し、議題の抽出に**アドバイザーの指導・助言を受けな** がら進めることで議論を効率化。
- 県が一括してアドバイザーとの調整窓口を担い、議論に必要な施設状況等の情報を整理。
- 今後、アドバイザーから提出される具体的な広域連携案に基づき、各ブロックにおいて実施の可否について議論を進める予定。

奈良県の取組

- ・ 広域化に向けた検討状況について定期的に<u>「奈良県・市町村長サミット」で報告</u>するとともに、<u>小圏域単位</u>(磯城郡3町や五條吉野エリ アなど)で首長レベルの懇話会を開催。
- 平成29年10月に「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を取りまとめ、10年以内のできるだけ早い時期に以下の二つの方向性を提示、 (ア) **上水道の経営統合を目指す**(県が行う用水供給事業と市町村が行う末端給水事業を統合(垂直統合))
- (イ) 県南部エリアにおける簡易水道事業の業務支援を行う受皿組織を設立

5 水道財政のあり方に関する研究会の設置

- 〇 今後、必要な更新投資の実施に伴い、中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくることが懸念。
- 〇 このため、各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討 るため、「水道財政のあり方に関する研究会」を設置する。

(国際第プロック) (国権職プロック) 中職職プロック (実権権プロック) (支援プロック)

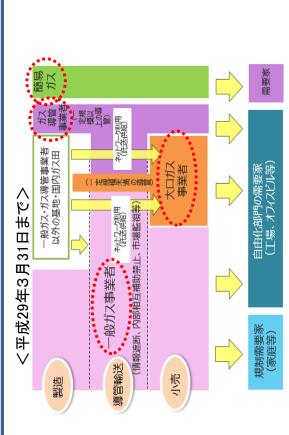
その他の取組例

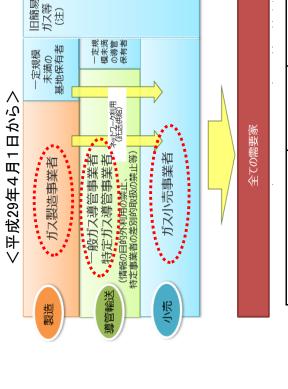
- ・県が独自に**経営状況等のシミュレーションを実施**(神奈川県・広島県・徳島県・大分県・沖縄県)。
 - そのほか、20道県においてブロック(圏域)を設定し、広域化に向けた取組を検討中。

ガスシステム改革への対応

「ガス事業」類型の見直し(※赤点線囲みがガス事業法に定める「ガス事業」」)

出典:資源エネルギー庁「ガスシステム改革について」(平成29年1月17日)

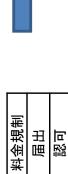






公営 ガス事業

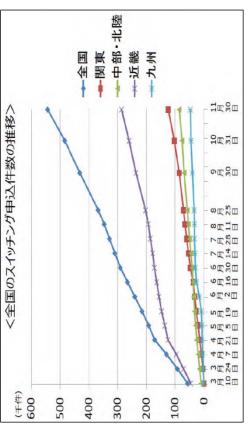
3





料金規制	認可	なし	
事業規制	許可	登録	
区分	一般ガス導管事業者	ガス小売事業者	

- 平成29年4月1日より、一般ガス事業者にしか認められていなかった家庭 等へのガスの供給について、小売の地域独占が撤廃され、登録を受けた事 業者であればガスの小売事業への参入が可能となった。
- ス事業者は、一般ガス導管事業者とガス小売事業者に位置づけられることと なされた。これにより、一般ガス事業者としてガスの供給を行っていた公営ガ また、小売料金規制が原則撤廃されるとともに、ガス事業類型の見直しが なった。
- 平成29年11月末までの契約先の切り替えの申し込み件数は全国で約54 万件となっており、地域によって差がある。
- 公営ガス事業者は、こうしたガスシステム改革の進展が経営に与える影響 を検証し、将来の競争激化に備え、的確な経営判断を行う必要がある。



出典:資源エネルギー庁「ガスの小売全面自由化の進捗状況」(平成29年12月20日)